

メディアウェイ光 重要事項説明書 兼 同意書【新規/転用】	
株式会社メディアウェイが提供するインターネット接続サービス「メディアウェイ光」のお申し込みにあたり、下記の内容をご確認頂き、ご同意をいただいてからのお申込みとなります。	
■ メディアウェイ光について	
1	本サービスをご利用頂く際には、契約者と当社との間において当社が定める契約約款が適用されますので、サービスご利用開始（工事）前に必ずお読みください。尚、本サービスの契約約款は、ご利用頂く契約者、契約者の従業員、及び契約者が業務の全部または一部を委託する事業者とその従業員にも適用されます。
2	本サービスは、当社がNTT東日本・NTT西日本及び提供する回線事業者が提供する光回線の提供を受け、当社がお客様にISPと障害受付サポートサービスをセットでご提供する光ブロードバンドサービスです。本サービスは、当社の提供可能エリアの範囲内においてご利用頂けます。また、お客様が現在ご契約中のNTT東日本及びNTT西日本のフレッツ光から「メディアウェイ光」への切り替え（転用）が可能です。ただし、設置場所の変更を伴う転用はできません。
3	「メディアウェイ光プレミアム」は非シェアード型（専有型）方式による、最大概ね1Gbps（プレミアム）のベストエフォート型光ブロードバンドサービスです。また、回線領域は技術規格上の最大値であり、ご提供環境での実効速度を示すものではありません。
4	本サービスのご利用にあたり、施設内でご利用されているネットワーク接続機器と本サービスとの対応可否確認が必要になります。対応可否の確認については、事前に契約者自らが行う必要があり、当社はこの対応可否確認に関する責任を負わないものとします。
5	本サービスの契約に伴いプロバイダ及び回線事業者の解約を行う場合、利用元プロバイダ及び回線事業者への解約手続きは契約者自らが行うものとします。尚、解約の際、契約内容によっては違約金が発生する可能性があります。詳細については契約中のプロバイダ及び回線事業者へ契約者自らお問い合わせ・対応するものとします。
6	本サービスの契約に伴いご契約中のプロバイダ解約を行う場合、お客様が現在利用しているプロバイダ提供のメールアドレスが変更又は使用不可となる場合があります。尚、メールアドレスの変更又は使用不可となる場合は、詳細はご利用中のプロバイダ各社へお問い合わせください。
7	本サービスを提供するにあたり「メディアウェイ光」のシールを貼付した終端装置（ONU、メディアコンバーター、ルーター（レンタル））を設置いたします。また、「監視カメラ」のオプションにご加入の場合、必要ハードウェアを貸与提供致します。尚、当社が貸与提供するハードウェアの所有権は全て当社に帰属するためハードウェアの故障に関する修理及び交換に関する費用については全て当社が負担致します。（契約者及び第三者の責に帰すべき事由による故障はこれに含まれません）
■ サービスの利用開始・追加・変更について	
1	本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
■ 転用について	
1	他社サービスから本サービスへ契約転用をおこなう場合は、事前にNTT東日本及びNTT西日本が定める受付窓口、またはWEBより契約者自身で転用承諾番号を取得していただく必要があります。（※転用承諾番号は14日間の有効期限があります。）転用承諾番号を取得の上、お申込書にご記入をお願いいたします。
2	転用前にご利用いただいていたNTT東日本及びNTT西日本が提供するフレッツ光のひかり電話番号は、転用後も変更なくご利用可能です。ただし、転用と同時に品目変更・移転がある場合、またNTT以外の回線事業者が提供するひかり電話をご利用の場合は、電話番号の変更が発生する場合がありますをあらかじめご了承ください。
3	転用時にNTT東日本及びNTT西日本が提供するフレッツ光から「メディアウェイ光」「メディアウェイ光 サポートプラス」へ引き継ぐ内容は以下の通りとなります。 ①契約情報 ②ひかり電話番号 ③付加サービス ④端末設備（ONU等） ※当社が提供しない付加サービスについては、NTT東日本及びNTT西日本の契約が継続いたします。
■ 工事について	
1	集合住宅にて戸建てタイプをお申込みの場合、また回線引き込み工事を行う場合は、管理会社または管理人様のご了承が必要となるため契約者自身で事前に確認をお願いいたします。また、集合住宅にて本サービスの新規工事を行う際、施設MDF室等の開錠が必要となる場合がありますので、事前に建物管理者へお問い合わせをお願いいたします。
2	本サービスにお申し込みいただいた日から開通完了までの期間、お申し込みから通常2～3ヶ月お時間をいただきます。尚、提供エリア、NTT東日本・西日本及び提供する回線事業者側の工事空き状況によっては、3ヶ月以上の時間を頂く場合がございますので、あらかじめご了承ください。
3	現地調査や工事を行う際、契約者又は契約者の従業員の見守りが必要となります。尚、工事内容は光回線の設置、開通確認のみとなり、本サービス利用施設内のPC・周辺機器・WiFi無線端末の接続、及びそれらの設定はこれに含まれず、機器の接続及び設定は契約者の負担で行うものとします。
4	契約者は、工事日が決定しているも設備状況や工事許可等の関係により、サービス提供の開始に遅延が生じる可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。尚、当社が事前にお知らせする工事日はあくまでも仮の工事日であり、お知らせした工事日にサービス設置施設及びお客様宅に本サービスの導入が完了することを確約するものではありません。
■ オプションサービスについて	
1	他社サービスから本サービスへ転用の場合、ご利用中のフレッツ光オプションの一部を除き継続利用となります。不要オプションの解約については転用前に契約者自身がNTT東日本及びNTT西日本へお問い合わせ、対応するものとします。また、ご利用のオプションによっては継続利用が出来ない場合があります。
2	本サービス利用にあたり、固定IP追加や電話サービスなど、オプションを新規で追加する場合、別途初期費用が発生いたします。尚、電話サービスのお申込み・オプション追加については、別途メディアウェイひかり電話の利用申込書にてお申し込みいただく必要があります。
■ 初期費用（契約事務手数料/工事費用）・月額費用・オプション費用について	
1	本サービスをお申込みの際の初期費用及び月額利用料は、本申込書の表面記載の商品内容一覧及び初期費用表の通りとなり、新規、転用に関わらず契約事務手数料3,000円が発生いたします。尚、開通の月額は月額費用を開通日からの日割計算にて算出した料金を当社にお支払いいただきます。
2	初期費用及び初回の月額利用料のお支払につきましては利用開始月の翌月末に銀行振込にてお支払いいただけます。尚、振込手数料は契約者の負担となります。2ヶ月以降の月額利用料については本サービス利用申込書でご選択頂いたお支払い方法に従いお支払いをお願いいたします。（銀行振込による振り込み手数料は契約者の負担、口座振替による振り込み手数料は当社の負担とします。）尚、既に当社と口座振替を締結の場合は初期費用及び初回の月額利用料は口座振替とさせていただきます。
3	光回線に関する工事夜間（17：00～22：00）に実施する場合は、別途31,000円をお支払いいただきます。光回線に関する工事を土日祝日・年末年始に実施する場合、先の金額に追加3,000円をお支払いいただきます。尚、追加費用の対象となる工事は新規申込、品目変更、移転に関する工事となり、この追加費用のお支払いは初回の月額利用料と合わせて利用開始月の翌月一括でお支払いいただきます。
■ 契約期間・ご契約の解約・解除・申込内容のキャンセルについて	
1	本サービスの契約期間は本サービス申込書の基本サービスの申込欄記載の通りとなります。尚、契約期間満了の3ヶ月前迄に当社及び契約者より更新終了の意思表示がなされない場合は3年間自動更新し、その後も同様とします。ただし、監視カメラのオプションにご加入のご契約の場合は、オプションご加入月からの初回契約期間は5年、更新時から3年単位の更新契約（自動更新）となります。
2	本サービス開通工事が完了した日をもって、サービスの開始とします。
3	契約期間中に本サービスの解約をおこなう場合は、第34条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）に定める手続きを行い、解約日までに「中途解約に関する違約金＝月額利用料×（契約期間－ご利用経過月数）」により算出される違約金を、当社の指定する方法で支払うことにより本契約を解約できるものとします。
4	当社がサービス利用申込書を受領後、開通工事前に申込をキャンセルされた場合、下記キャンセル料が発生するものとし、契約者は当社の指定する期日までにキャンセル料を支払うものとします。 開通工事4日前まで：工事費の50%（12,000円）、開通工事3日前以降：工事費の100%（24,000円）
5	本サービスを解約された場合、月額利用料は当該月までの月額料金をご請求します。また、メディアウェイ光を解約された場合、付随するオプションも全て解約となります。メディアウェイ光をご解約される場合は解約希望日の3ヶ月前までに、メディアウェイ光受付窓口にご解約のご連絡をお願いします。
6	本サービスの契約後に、NTT東日本及びNTT西日本のフレッツ光などを再契約する場合、又は他事業者の光ブロードバンドサービスをご契約の場合は、本サービスの解約及び他事業者サービスの新規開通工事・機器変更・再設定が必要となります。尚、光電話をご利用の場合、本サービスの解約に伴い、電話番号が変更となる可能性があることを契約者は予め承諾するものとします。
7	本サービスの設置施設の移転（お引越し）をされる場合、事前にメディアウェイ光受付窓口までご連絡をお願いします。尚、移転先がメディアウェイ光未提供エリア、又は提供不可物件だった場合、本サービスを継続して提供することが出来ず、解約のお手続きが必要となる場合がございます。
8	「固定IP追加」「プロバイダ」のオプション契約を中途解約される場合は、回線契約の中途解約料とは別に事務手数料（3,000円）が発生いたします。
9	「監視カメラ」のオプション契約を中途解約される場合は、回線契約の中途解約料とは別に機器解約金（42,000円）が発生いたします。また、当社が貸与した監視カメラ、LANケーブルを契約者の過失により紛失、破損した場合、若しくはその他の理由により監視カメラ、LANケーブルを当社へご返却いただけない場合は機器損害賠償金として42,000円をお支払いいただきます。
■ 禁止事項	
1	本サービスの利用に際し、当社は、契約者に対し、次に掲げる行為を禁止します。当社において、契約者が禁止事項に違反したと認めた場合、本サービス利用の停止、その他当社が必要と判断した措置を取ることができるとします。
2	契約者は当社より貸与提供された機器及び設備類を、改造・変更・複製してはならず、また、貸買・リース・販売・譲渡することを禁じます。また、当社の機器及び設備に搭載されたソフトウェア・データの全部または一部を、複製・修正・逆コンパイル・逆アセンブル・リバースエンジニアリングしようとすることを禁じます。
3	契約者は当社より貸与提供された機器及び設備類を、本サービス以外の目的として使用してはならず、また第三者に使用することを禁じます。また、当社より貸与提供された機器及び設備類に対してコンピュータウイルス、有害なプログラムを使用またはそれを誘発する行為を禁じます。
4	当社または第三者の知的財産権（特許権・実用新案、著作権、意匠権、商標権等）を侵害する行為を禁じます。
5	当社または第三者の名誉・信用を毀損または不当に差別もしくは誹謗中傷する行為を禁じます。
6	当社または第三者に経済的損害を与える行為、または与える恐れのある行為を禁じます。
7	当社または第三者に対する脅迫的な行為を禁じます。
8	コンピュータウイルス、有害なプログラムを使用またはそれを誘発する行為を禁じます。
9	当社のインフラ設備に対して過度な負担となるストレスをかける行為、又は本サービス及び当社webサイトのサーバー（レンタルサーバーを含む）やシステム、セキュリティへの攻撃を禁じます。
10	当社提供のインターフェース以外の方法で当社サービスにアクセスを試みる行為を禁じます。
11	上記の他、公序良俗及び法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為等、当社が不適切と判断する行為を禁じます。
■ 損害賠償	
1	本サービスに関連して相手方当事者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、本サービス利用規約第48条に基づき、いずれの当事者も相手方当事者に対して本サービス利用規約に従い損害賠償請求できるものとします。
■ 本サービスの障害及び不具合発生時の対応について	
1	故障及び障害に関するお問合せは24時間365日、サポートセンターにて電話受付いたします。尚、お問合せ内容によって、登営業日の対応になる可能性があることをあらかじめご了承ください。（サポートセンター：050-8894-4406）
2	「メディアウェイ光 サポートプラス/10G/プレミアム」にご加入いただいているお客様に限り、24時間365日体制の設備故障の無償修理対応（NTT区間の設備のみ）について、発生確認より6時間以内の障害復旧オーダーサポートのご提供となります。（障害復旧はベストエフォート方式であり、6時間以内の復旧を保証するものではありません）